

石川町観光商品開発支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルスの感染拡大により低迷する観光需要の回復を図るため、町内の宿泊施設と体験型観光メニューや着地型ツアー等を連携させることにより、今後の本町への誘客につなげるための旅行商品の開発や販売 PR を実施する事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、石川町補助金等の交付等に関する規則（昭和49年規則第13号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 宿泊事業者 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定により旅館業の営業の許可を受けている者及び住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項の規定により住宅宿泊事業を営む旨の届出をした者のうち、研修施設、旅館業法第2条第4項に規定する下宿営業又は風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に該当しない者
- (2) 貸切バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項の規定により経営の許可を受けている者
- (3) 旅行者 旅行業法（昭和27年法律第239号）第2条及び第3条の規定により観光庁長官又は都道府県知事による旅行業又は旅行者代理業の登録を受けている者
- (4) 体験事業者 体験型観光メニューを提供する者
- (5) 協議会等 前号に掲げる者により組織された法人及び任意団体

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、宿泊事業者、貸切バス事業者、旅行者、体験事業者等の民間企業等及び個人事業主又は、これらの者により構成される団体のうち、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内に事務所又は営業所を有する事業者又は、これらの者により構成された団体
- (2) 事業を営むに当たり必要な官公署の許可若しくは認可を受け、又は届出を行っている事業者
- (3) 町税等を滞納していない事業者

(4) 石川町暴力団排除条例(平成24年条例第3号)第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当していない事業者
(補助事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費、事業要件、補助上限額、補助率、事業計画応募期間及び補助対象期間は、別表に定めるとおりとする。
(事業の応募)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別表に定められた期間内に、事業提案書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
 - (2) 事業収支予算書(様式第3号)
 - (3) 見積書又はカタログの写し等、事業計画の内容を示すもの
 - (4) その他、町長が事業内容把握のため必要と認めるもの
- (事業の選定)

第6条 町長は、前条の規定により事業提案書を受理したときは、その内容を審査し、補助金審査結果通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(交付申請)

第7条 審査の結果、事業が選定され、補助金審査結果通知書を受けた申請者は、速やかに補助金交付申請書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
 - (2) 事業収支予算書(様式第3号)
 - (3) 見積書又はカタログの写し等、事業計画の内容を示すもの
- (交付の決定)

第8条 町長は、前条の規定による申請書を受理したときは、補助金交付決定通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 規則第13条の規定による実績報告については、補助事業が完了した日から起算して1月を経過した日又は、補助事業が完了した日が属する年度の末日のいずれか早い日までに実績報告書(様式第7号)提出するものとする。

(補助金の請求)

第10条 第8条の規定による交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助金請求書(様式第8号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第11条 交付決定者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はすでに交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の行為があったとき。

(2) その他規則及びこの要綱に違反したとき。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

別表（第4条、第5関係）

補助対象経費	<p>今後の本町の観光誘客につながる宿泊施設と連携した取組に係る次の経費を対象経費とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>経費の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 報償費</td> <td>講師謝金等</td> </tr> <tr> <td>2 需用費</td> <td>消耗品費、印刷製本費</td> </tr> <tr> <td>3 役務費</td> <td>通信運搬費、手数料、保険料等</td> </tr> <tr> <td>4 委託料</td> <td>広報プロモーション、イベント等</td> </tr> <tr> <td>5 使用料及び賃借料</td> <td>会場使用料、車両・器具等の賃借料等</td> </tr> <tr> <td>6 備品購入費</td> <td>消耗品には当たらない物品の購入</td> </tr> <tr> <td>7 その他の経費</td> <td>その他町長が認める経費</td> </tr> </tbody> </table>		区分	経費の種類	1 報償費	講師謝金等	2 需用費	消耗品費、印刷製本費	3 役務費	通信運搬費、手数料、保険料等	4 委託料	広報プロモーション、イベント等	5 使用料及び賃借料	会場使用料、車両・器具等の賃借料等	6 備品購入費	消耗品には当たらない物品の購入	7 その他の経費	その他町長が認める経費
	区分	経費の種類																
	1 報償費	講師謝金等																
	2 需用費	消耗品費、印刷製本費																
	3 役務費	通信運搬費、手数料、保険料等																
	4 委託料	広報プロモーション、イベント等																
	5 使用料及び賃借料	会場使用料、車両・器具等の賃借料等																
	6 備品購入費	消耗品には当たらない物品の購入																
7 その他の経費	その他町長が認める経費																	
<p>※備品購入費については、事業費の30%を限度額とする。</p> <p>《補助対象とならない経費》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助事業に係るものとして明確に区分できない費用 ・当該事業以外に容易に転用が可能と認められる構築物や機械装置の購入費 ・人件費及び光熱水費等の経常的経費 ・物販等を行う場合の商品仕入れにかかる経費 ・販売を目的とする印刷物等の作成に係る経費 ・後日返金される経費 ・工事請負費 ・振込手数料 ・その他、補助用途として社会通念上、不適切と認められるもの。 																		
事業要件	<ul style="list-style-type: none"> ・取組内容が、町内の宿泊施設と町内の体験型観光メニュー及び着地型ツアーが連携している取組であること。 ・高付加価値化、高単価化につながる取組であること。 ・継続性、発展性が期待される取組であること。 ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための措置が講じられていること。 																	
補助上限額	100万円																	
補助率	3/4																	
事業計画応募期間	令和3年10月1日から令和3年12月28日																	
補助対象期間	令和3年10月1日から令和4年3月18日																	